

論 文

ヴェトナムにおける

農業制度と農業の発展（Ⅰ）

鶴 嶋 雪 嶺

植民地・後進国における農業の発展は、先進資本主義国の農業がたどってきたものと非常に異った形態をとってきた。

先進資本主義国においては、農業の発展がその国の資本主義の発展に決定的に重要な役割を果たしてきた。もちろん、この農業の発展とその国の資本主義の発展との関係は、先進資本主義諸国の間でも、資本主義が前近代的な社会からその殻を破っていち早くこの世に出現したイギリスと、前近代的な関係の貫徹した社会がその外に発展した資本主義と接触しながら新しい社会関係を急速に導入したドイツ、日本などと、資本主義が新しい天地にすでにそこに存在していた社会関係を無視して「自由に」発展したアメリカのばあいとで、相互にかなり大きな相異のあることは、資本主義発展の型の問題として、かなり多くの研究が明らかにしていることである。しかし、イギリス型、プロシヤ型、アメリカ型と区別される特徴をもってはいても、これら先進資本主義国の資本主義と農業の発展は、これら先進資本主義国が世界市場を分割し終えた後になお植民地・後進国としてとり残されたところと比べれば、やはり先進資本主義に共通したものでつながるのである。まず、これら先進資本主義諸国は、後発帝国主義国たるドイツ、日本のように先発帝国主義国の強い圧迫を受けたばあ

いにおいてさえも、それぞれ独自の資本主義経済体系をもって、世界市場の争奪に主体的に参加する形で世界経済にくみこまれたのであり、また、その農業は、やはりドイツや日本のように、その工業が高度の段階にまで資本主義発展をとげたかたわらにきわめて後進的に停滞したものとしてとり残されていたことを特徴とするばあいにおいても、なおその資本主義の発展に大きな役割を果しながら、自らも変貌をとげていったのである。

植民地・後進国のばあいには、これとまったく異っている。まず、植民地・後進国が世界経済につながってゆくのは、その植民地宗主国がこれをその植民地市場として把える過程を通じてであったし、また、植民地・後進国に資本主義的關係が鉱山やプランテーション農場に導入されても、それはまったくその植民地宗主国の資本主義が強引に行ったものであって、これらの過程に植民地・後進国の資本主義が主体的に介入することはまったくなかった。そして、この植民地・後進国の世界経済とつながってゆく過程およびそこに資本主義的關係が導入される過程にたいして、植民地・後進国の農業は積極的な役割を果すことができなかつたばかりでなく、非常にしばしば、この資本主義との接触、導入の過程は、まだきわめて後進・未開の状態に停滞していた農業と衝突し、時にはこれを破壊しながら行なわれたのであった。

しかしながら、ひとたび植民地・後進国が植民地市場として世界経済に結びつけられ、資本主義的關係が導入されてしまうと、この導入された資本主義ウクラッドは、在来の後進的ウクラッドと非常に複雑な関係をもつ。まず、鉄道・道路の建設、鉱山およびプランテーション農場にみられるような、両者の融合である。鉄道建設やプランテーション農場の経営は、大量の資本投下とともに一種の賃労働者を作り出したけれども、その労働組織などには在来の前近代的關係が、投下資本の利潤を高めるために活用された。帝国主義の植民地支配が植民地の前近代的なものと結びつき、これを再編することによって行なわれたといわれるゆえんである。しかし、どのように前近代的なものを保護し、再編する努力がなされていても、資本主義的ウクラッドの導入と発展は、必然的

に、前近代的ウクラッドの破壊をとまなわずにはおかない。プランテーション農場の導入と拡大によって自給自足的農業の支配的であった地域がモノカルチャーを特徴とする地域に変貌する過程は、たとえプランテーション農場が自給自足的農業の支配的な時代には利用されることの少なかった土地に開かれたばあいにおいても、なお前近代的自給自足農業が圧迫されていく過程をそのまま示すものにはほかならないし、またこのプランテーションの労働は、前近代的な部族制度に縛りつけられている労働力を利用するばあいであっても、これを通じて部族制度その他の前近代的なものの破壊にむかうものである。

もとより、この導入された資本主義的ウクラッドの発展によって在来の前近代的ウクラッドの一部が破壊されても、この破壊された前近代的なものがそのまま資本主義的なものに転化してゆくとは限らない。プランテーション農場の季節労働者として部族生活から吸い出されたものがプランテーション農場に定着することもなく、さりとてまた再び部族生活に復帰することもなく、大都市に半失業者として止まるばあいのように、植民地・後進国の社会経済の極端な二重構造が、破壊された前近代的なものを、新しく不安定な前近代的なものとして再編させることが多い。しかし、植民地・後進国の民族的な資本主義は、この先進資本主義国から導入された資本主義ウクラッドとの接触を通じ、これによる在来の前近代的なものの破壊と、新しくより不安定な前近代的なものへの再編の繰返しを通じて芽生え発展してきたのではなかろうか。

本小論の課題は、先進資本主義国によって植民地・後進国に導入された資本主義ウクラッドが在来の前近代的なものとのどのような関係をもちながらそれを変貌させてきたかということ、を、ヴェトナム農業の中に追及することである。

ところで、ヴェトナムとくにその農業を研究の対象としてとりあげるばあいにまず直面する困難は、資料の問題である。これまでのヴェトナム研究は、次のように概観することができよう¹⁾。

ヴェトナムが長年にわたって外国の支配下におかれ、戦争・侵略が相次いだことが、ヴェトナム人によるヴェトナムの研究・記録を決定的に阻んできた。

ヴェトナムが中国の支配を離れて独立した時期に、ヴェトナム王朝によって歴史・地理の研究がなされ、大越史記、安南史略などの貴重な史書、地誌を残してはいる。しかし、これらの文献は、その時の王朝の業績を誇示するために書かれたものであって、民衆の生活や産業について客観的に記されたものはほとんどない。

16世紀になってヴェトナムを訪れるようになったヨーロッパ人の記録は、ヴェトナム研究の貴重な資料である²⁾。とくに、ヴェトナムの経済、住宅、習慣などがどのようなものであったかを知るには欠くことのできないものである。しかし、ヨーロッパ人の眼を通して見たものであるために、皮相な観察に終わっていることや、厳密さに欠けることが多い。

フランスのヴェトナム研究は、19世紀末から20世紀初頭にかけて行なわれた大越史記、安南史略の翻訳、メコン河流域調査およびラクロー (D. Lacroix)、シュレーデル (A. Schreder)、カディエール (Cadier) などの先駆的な業績³⁾をへて、第一次大戦後に本格的なものとなった。ブラーシュ (Vidal de la Blache) の地理的唯物論、自然決定論の流れを汲むロブカン、グールー、アンリなどによって、それぞれ、ヴェトナムの詳細で体系的な研究が発表された⁴⁾。

フランスの植民地支配にたいするヴェトナム人の民族意識の昂揚は、当然自国の文学や民族の歴史にたいする研究をうながしたが、第二次大戦後独立を達成した後には、これらの研究の成果がヴェトナム人民共和国において発表されるようになった⁵⁾。

このように、ヴェトナムは、長年にわたって外国の支配下におかれた国の間では、比較的その国の研究がなされてきた国といえることができよう。しかし、それでも、経済とくに農業問題について少し立ち入った研究を行なおうとすれば多くの困難に直面せざるを得ない。独立後ヴェトナム人民共和会から農地改革に関する論文を発表したトラン・フォン (Tran Phuong) 氏が、その論文の冒頭において、「まず、植民地支配の後にヴェトナムに残された資料、統計は、異った社会階層による土地所有に関しては、不十分で正確さに欠けるものであ

ることを知らなければならぬ。それらは1930年代におけるフランス植民主義者と封建地主の土地所有の概数を与えるにすぎない⁵⁾と指摘している通りである。そのような制約を覚悟して、まず課題を既存資料の中に追ってみよう。

- 1) ヴェトナム研究の文献とその問題点については、菊池一雅氏の綿密ですぐれた指摘がある（菊池一雅『ベトナムの農民』1～25ページ）。
- 2) このようなものとしては、C. Borri ; *An account of Cochinchine*, A. de Rhodes : *The history of Tonking*, Mannel de Rivoc : *Del imperio de Annam-de Tunquiny Cochinchina* などが著名である。
- 3) この時期になされた先駆的業績としては、D. Lacroix : *Numismatique annamite* 1900, A. Shreder : *Annam-etudes numismatique* 1905, C. B. Maybon : *Histoire moderne de pay d' Annam* (1592～1820) 1919, P. Ory : *La commune annamite* 1897, J. Borie : *Le metayage et la colonisation agricole au Tonking* 1906 などがあげられる。
- 4) C. Robequen : *L' Evolution economique de l' Indochine Française*, P. Gourou : *Le paysans de delta Tonkinois*, Y. Henry : *Economie agricole de l' Indochina* などがある。
- 5) Tran Phuong : *The Land Reform, Vietnamese Studies* No. 7, p. 154.

Ⅰ ヴェトナムにおけるフランス植民政策の特質とプランテーション農場の発展

フランスがインドシナに植民地進出をとげたのは、ようやく19世紀後半においてであった。アンナン王テュ・デュック（紹治 Tu Duc）のキリスト教弾圧はフランス・スペイン艦隊のサイゴン攻撃を招き（1858年）、フランスによるコーチシア3州の征服（1962年）となった。フランスは、ここを足場にしてカンボジアを支配下におさめ、アンナン、トンキンをもフランスの保護領とし（1884年）、ラオスをも支配するにいたった（1887年）。

イギリス、オランダのアジア進出に200年もおくれてアジアに足場をえたフ

ランスのインドシナ植民政策は、初期には同化主義 *politique d' assimilation* やがて協同政策 *politique d' association* を宣言しながら、実際には、極端にフランス本国中心のものであった。フランスのヴェトナムにおける農業植民において水田開発は非常に大きな比重をしめるのであるが、この米のフランス本国にたいする輸出さえも、本国の酪農振興と結びついていた。たとえば、1937年にフランスへ輸出された米 660 万トンのうち45%は豚の飼料、35%を家畜飼料、10%を仔牛類に、残り10%が人間の食料とアルコールの原料になったといわれる⁶⁾。しかし、本国産業保護の中心は、いうまでもなく重工業にあった。そして、「植民地の生産は本国の原料と非競合的産物を供給することに限られなければならない」という原則のもとにインドシナでは基本的な製造業の発展が許されなかった。1939年にいたって行政上の反対をおし切って幾つかの製造業が設立された時にも、これらの工業は、フランスからの輸入と競合することを注意深く避けていた。

ヴェトナムは、東南アジアの他の地域と比べて、原住民の手工業が残存した所であった。1938年に 135 万人が手工業で生活しており、一方、農業人口の大部分が農村の手工業を副業としていた。それらは、主として食料品加工、綿および絹紡績、ししゅう、魚網製造、木工、金属加工、陶器および瓦製造であり、近代的設備をもたなかった。1938年にフランス政府は、インドシナの経済発展にたいするこれら手工業の重要性を強調して、手工業の振興が過剰人口に根ざす農村の極貧状態を克服する最良の方法であるとさえ公言したが、それでも基本的工業生産の確立は否認し続けたのである⁷⁾。

もちろん、植民地・後進国に一般的にみられるように、これらヴェトナムの手工業も、フランス植民地政策のもとに破壊されることが少くなかった。まず、綿織物業は、綿の播種、取り入れ期間と稲の作付期間とが合致するために、植民地政策が稲作第一主義をとり、同時にフランスその他の国の綿製品が輸入されるようになって、綿の作付面積が激減して打撃をうけた。この綿の衰退にたいして、これと対照的な過程をたどったのは絹である。この植民地政策

が綿、絹などにおよぼした影響については後に詳しくのべよう⁸⁾。

フランスの重工業の保護を中心としたインドシナ政策は、関税制度にも典型的な形をとっている。フランス製品が無税で輸入されただけでなく、中国や日本などフランス以外の国の商品にたいしては、フランス本国の関税率を上回るものが賦課されたのである⁹⁾。

この原則を確保するために、インドシナにおける行政にたいして、植民地政府よりも本国政府のほうが決定的な言辞をはき、この傾向は、ある程度の自治権を植民地政府に認めるようになっても、重要なところではむしろ強化されている。ヴェトナムにおけるゴム栽培の発展は、フランス重工業保護主義の貫徹する植民政策の結晶といえるが、そのゴム栽培の発展に決定的役割を果たした国有地払下げ政策にその最もよい例を見出すことができる。国有地払下げに関する法律は、1913年にはじめてインドシナ全域に統一的なものとして施行され（L' Arrêté du 27 décembre 1928）、1928年に改正されているが、1913年の法律では1,000ヘクタール以上の土地払下げはすべて総督の権限とされていたのが、1928年の改正によって、1,000～4,000ヘクタールのものは総督令によるが、4,000ヘクタール以上のものは大統領令 Décret によらなければならないとされたのである。

また、フランスのインドシナにたいする植民政策は、フランス人とインドシナ原住民以外のインドシナにおける経済活動を極端に制限する点でも特徴的であった。これも、国有地払下げの条件に典型的な例を見出すことができる。国有地払下げを受ける資格がフランス市民、フランス国籍民、フランス保護領民に限られているだけでなく、会社については、その本店がフランスまたはその保護国の領土内にあり、その株主の過半数、支配人および頭取、取締役または重役および社員がフランス市民、フランス国籍民、フランス保護領民でなければならぬと、実に厳重な規定が設けられているのである。このようなフランス人およびインドシナ原住民以外の経済活動にたいする極端な制限は、その開発に決定的な影響をおよぼした。1938年にインドシナになされた投資総額4億

6,400万ドルをとりあげてみると、営利事業に投下されたもの3億8,200万ドルのうち西欧資本による3億200万ドルの95%がフランス資本によるものであり、華僑資本は8,000万ドルである¹⁰⁾。華僑は、インドシナにおいても非常に重要な役割を果していた。華僑資本は、米の取引を独占し、小売業と製米所をほぼ独占し、卸売業と軽工業のかなりの部分を手中にしていた。この華僑も国有地払下げからは排除されている。そのためにヴェトナムにおいても、インドネシアやマラヤでみられたような華僑のゴム栽培への進出はみられなかった。

このような特徴をもつ植民政策のもとに、フランス人の土地およびプランテ

第1表 フランス人植民者にたいする国有地の
払下面積 (ヘクタール)

	ローチシナ	アンナン	トンキン
1890以前	4,346	3,484	3,068
1996 "	38,531	3,957	22,000
1900現在	78,274	25,033	197,769
1920年末現在	184,700	19,200	71,050
1921年	11,900	1,050	1,350
1922	24,200	2,700	3,650
1923	3,550	3,200	3,050
1924	23,000	3,550	8,300
1925	23,300	9,750	1,100
1926	50,650	31,550	7,600
1927	35,750	3,950	3,400
1928	82,050	44,200	1,750
1929	46,550	40,700	1,950
1930	17,650	8,550	800
1930年末現在 (売買による 取得地)	(103,200)	(0)	(30,400)
1930年末現在	606,500	168,400	134,400

ーション農場の所有と経営はどのような展開をとげたのであるうか。

ヴェトナムにおけるフランス人の農業植民が著しい発展を示したのは、1895年から第1次世界大戦にいたる時期と、その一時的な停滞をへた1920～29年の時期とである。この過程は、フランス人植民者にたいする国有地の払下げの経過からうかがうこともできる(第1表)。すなわち、1896年初頭までは、フランス人植民者にたいする国有地の

払下げは、わずか6万5,000ヘクタールに満たなかったが、その

備考 深沢八郎「ヴェトナムの農地改革」大和田啓
気編『アジアの土地改革Ⅱ』130ページより

の後の5年間で5倍に増加し30万ヘクタールをこえた。この発展は、トンキン平野における水田稲作とコーヒー栽培およびローチシナにおける水田開発によるものであった。しかし、この時期においても、なお、フランス植民者は個人

第2表 フランス人植民者による土地利用

単位 1,000ha

地 域	年 次	払下面積	払下地のうち作物栽培面積				
			計	水 田	ゴ ム	ロー ヒ ー	茶
ローチシナ	1924年初	224.35	190.0	160.0	30.0	—	—
	1931年	606.5	351.8	253.4	97.8	0.65	—
ア ン ナ ン	1924	26.15	13.2	10.0	1.2	—	2.0
	1931	168.4	13.8	2.5	1.9	5.9	3.5
ト ン キ ン	1924	79.0	31.0	28.0	—	—	3.0
	1931	134.4	34.4	30.0	—	4.9	0.2

備考 深沢八郎「ヴェトナムの農地改革」—大和田啓気編『アジアの土地改革』136～137ページより作製。なお、深沢氏の表は Y. Henry のものから作られたものである。

が多く、単独で大面積の払下げを得る者は少く、したがって全体としての国有地払下げ需要はたいしたものではなかった。この事情は、20世紀に入り、会社企業がゴム栽培に進出してくるにいたって一変する。広大な未開地払下げにたいする需要は激増し、植民地政府は、この需要にこたえるためにインドシナ全域に国有地払下げ法を公布し、さらに、この国有地払下げの増加につれて国有未開地域に居住して焼畑農耕を行ってきた少数民族保護の問題さえ生じるまでになった。

フランス人植民者の払下地における土地利用を栽培作物別地方別に示したのが第2表である。

フランス人農業植民は、コーチシナに集中して展開された。すなわち、1924年初に払下地の60%がコーチシナにあったが、1931年初、1938年初にもこの割合は同じである。さらに、払下地のうち実際に開拓、作付されている面積をみれば、コーチシナは実にその80%を占める。

栽培作物についてみれば、フランス人は、1924年には作付地の80%に水稲、14%にゴムを栽培していたが、1931年には水稲70%、ゴム28%と、ゴムと水稲

への集中を強めた。プランテーション農場のもつこのモノカルチュア的性格とともにいまひとつ注目しなければならない土地利用の特徴は、払下地のうち水田として開拓されたものはほとんど全部が作付け利用されているが、その他の多年生作物のプランテーションに払下げられた土地は20%程度しか開拓、作付けされていないことである。

しかし払下地にしめる作付面積の比率にみられる水田とゴム園の相異は、両者の相異の最も重要なものではない。もっと注目しなければならないのは、フランス人所有の水田は、その実際の経営・耕作がまったく原住民の小作農にまかされて新しい技術・経営組織はほとんど利用されていないのにならして、ゴム栽培はほとんどフランス人に限られ、近代的栽培技術、経営が導入されていることである。両者について概観して見ておこう。

(1) 水 田 開 発

フランスの植民が最も早く、しかも比較的抵抗をうけないで行なわれたのはコーチシナにおいてであった。フランスがここに侵入した時には、ここは未開の原野におおわれ、原住民からの抵抗が少なかったからである。

ここにおけるフランス植民地政策の重点は、メコン・デルタ地帯の運河の建設と、開拓のための労働力の確保にあった。1886年以来、植民地政策は、サイゴン以西の未開のデルタ地帯に広大な運河網を建設し、それにともなって国有未耕地の払下げを行ない、水田稲作農業の開発につとめた。コーチシアの運河網は幹線運河600キロメートル、支線水路2,000キロメートル(1926年)、その経費は4,800万ピアストル、これによる水田の開発は実に125万ヘクタールといわれる¹¹⁾。この開発の結果、1868年に37万6,000ヘクタールにすぎなかったコーチシナの米作面積が1940年には230ヘクタールに増大したといわれる¹²⁾。フランスからの入植者は、第1次大戦までは、宣教師、退職官吏、軍人に限られ、一般に小額の資本と初歩の農業知識しかもっていなかったために、概して小面積の払下地において、原住民と同じ在来技術そのままの水田経営を行なった。しかも、かれらは自ら労働あるいは管理して近代農学の技術を招来することよ

りも、原住民農家にその所有地を開拓過程から小作させ、現地には小作管理人をおいて、自らは都市に住んで単に小作料収入の取得にのみ関心をもつ不在地主になるのが通例であった。この特色は1930年代まで持ちこした。

第1次大戦後は、フランス民間資本のインドシナへの流入はさかんになったが、その過程で個人投資よりも法人投資が比重を増大し、水田開発にも会社が進出し、フランス人植民の水田所有は大規模化していった。大規模な払下地の獲得には、コーチシナ西部の未開の水田適地のほうが容易であった。アンナン・トンキンにおいてはヴェトナム農民との競合がヴェトナム農民の反抗をよび、第1表にみられるように、一たん取得した土地までも手放さなければならなかった。かくて、1930年には、コーチシナにおけるヨーロッパ人（大部分がフランス人）所有の水田面積は25万ヘクタールに達した。そのほとんどが100ヘクタール以上の所有者に属し、実際の耕作は原住民の小作農にゆだねられていた。たとえば、コーチシナ西部のバック・リウ（Bac Lieu）省では、ヨーロッパ人所有の水田面積は6万1,000ヘクタールに達し（1937年）、このうち100～500ヘクタール所有の地主に属する水田は約3万7,000ヘクタール（60%）、500ヘクタールをこえる所有者のものは約1万7,000ヘクタール（28%）を占めていた。この中には5,200ヘクタールをもつ会社もあったといわれる¹³⁾。

フランス人の農業植民は水田開発を主として展開したので、1930年代にいたってもなお水田が支配的な重要性をもっていた。すなわち、第2表で示すように、フランス人の所有農地のうち実際に作物を栽培利用している土地についてみれば、水田が70%と圧倒的な比重をもち、ゴムが29%で、水田とゴム園がほとんどすべてであることを示している。

この水田の8.3%がコーチシナにあった。このようなフランスによる水田の開発は、その近代技術による運河の開発、水田の造成および米の輸出の発展をもたらした。しかし、このようなプランテーション農場の出現がヴェトナム農業の近代化、生産性の向上、農民の生活水準の改善、農村の経済、社会構造の変革にもたらした影響については消極的な判断を下さざるを得ない。

これは、フランス人植民者のほとんどが大面積の土地払下げを申請しながら、その開拓・営農についてはまったく原住民小作農とその在来技術に依存し、原住民地主そのままの小作条件を踏襲し、きわめて少数の例外を除けば、新技術の導入や農業投資には関心をもたなかったために、安南王朝治下の前近代的地主、小作関係がフランスによって導入された土地私有＝土地売買の自由の上に新しい装いで拡張・強化される結果になったからである。水田の面積は拡大したが、土地生産力についても労働生産力についても、ほとんど向上がみられなかった。

(2) ゴ ム 園

フランス人植民者の資本と科学的農業技術によってヴェトナムにまったく新しい農業の発展がもたらされたのは、水田稲作ではなくて、ゴム栽培であった。

ヴェトナムにおけるゴム栽培は、マラヤやインドネシアにくらべてはるかに遅れて、1907年に発足したが、ゴム需要の急激、価格上昇に刺激されて、サイゴン東方から北に延びる灰色土ならびに赤色土地帯の未開発林の払下げ、開発により急速に拡大した。しかし、本格的な発展は第1次大戦後とくに1924～29年間のことである。その後の世界恐慌は、マラマ、インドネシアのゴム生産に大打撃を与え、国際ゴム協定による生産・輸出制限が行なわれたが、インドシナのゴム生産と輸出は、この協定を実質的に受けること少く、またフランス本国のゴム自給政策の保護によって順調な発展をとげた。ヴェトナムにおいても、ゴム栽培は原住民にとってはまったく未知の企業であり、栽培技術はいうまでもなく、多額の技資と採シまでの待期期間の長いことなどの事情から、その開発はほとんどフランス人植民者とくに会社企業によって行なわれた。

フランス人によるゴム栽培は、水田稲作と違って、最初から本国あるいは外国市場向の生産として行なわれたものであるから、経済合理的な経理組織ならびに新技術の採用に不断の努力が注がれた。そのために、多額の資本、近代的農業技術、企業経営能力を備えたものが多かった。これにたいして、原住民の

ゴム園は、フランス人大経営にたいして資本、技術ともに劣り、しかもとくに恐慌時において政府がフランス人大経営にたいして維持費融資・輸出奨励金交付などの手厚い保護を与えたので、原住民の小規模経営が競争にうちかって発展できる余地は少なかった。

このフランス人ゴム園で生計をたてているアンナン人労働者は、約8万人と推定されている¹⁴⁾。このゴム園労働者は付近の村落からの募集が困難なためにトンキン・アンナンから3年契約で集められた。しかし、彼等のうち70%は契約満了後は故郷の村に帰り、労働者として農園に定着するものは、きわめて少いから、年々新しい不熟練労働者を募集しなければならなかった。コーチシナのフランス人ゴム栽培企業は、赤色土地帯の急速な開発が行なわれた1924年以降常に労働者の募集困難に直面しなければならなかった。その対策として契約労働制度が実施されたが、1938年末においてさえ、なお赤色土地帯では2万8,000人の労働者がこれによって雇用されていた。契約労働制度はインドネシア・マラヤでも行なわれたが、世界恐慌時にはすでに大きな意味をもたなくなっていた。それにたいし、ヴェトナムのゴム園は、契約労働制によって不安定・浮動的な労働力を強制的に確保することなしには経営を維持できない状態にあった。これは、初期の苛酷な労働条件が後々まで災したのである。

トンキンとアンナンにおいては、原住民農業における人口過剰傾向は、すでに20世紀の初めから現われてた。1920年代のゴム栽培の発展期には土地をもたない農業労働者ならびに零細土地所有農家が相当多くなっていたと考えられる。しかし、彼等は村内あるいは近郷の原住民農業や土木事業には労働力を提供したが、ゴム、コーヒー、茶などほとんど山地帯に作られたフランス人プランテーションには、平野地帯と比べて相対的に良い賃金、住居、土地、衛生施設その他の有利な条件を与えても、最後の手段としてしか働きに行こうとしなかった。

このように、水田とゴム園とはかなり異った性格をもちながらも、フランス人のプランテーションのほとんどを占めて発展した。このプランテーションの

発展が従来の農業にどのような影響をあたえたのであろうか。その検討に進まなければならない。

6) 菊池前掲書96ページ。

7) E. H. Jacoby : Agrarian unrest in Southeast Asia 『東南アジアの農業不安』
井上嘉丸, 滝川勉訳148ページ。

8) P. Gourou : Le paysans du delta Tonkinois 1936, T. Henry : Economie
agricole de l'Indochine 1932, C. Robequain : Le Thanh Hoa 1929 などいずれ
もフランス植民地政策がヴェトナムの綿絹におよぼした影響について詳細な検討を行
なっている。

9) ジャコビー上掲書144ページ。

10) Helmut G. Callis : Foreign Capital in Southeast Asia 1942, p. 80.

11) Y. Henry : ibd p. 628

12) C. Robequain : ibd p. 220.

13) Ibid. p. 192

14) インドシナ労働問題については、ゴム園労働の初期の苛酷さとその影響については
ジャコビー上掲書がふれており、全般的には Virginia Thompson ; Labor proble-
ms in Southeast Asia 1947 にやや詳細な検討がある。これらについては、プラン
テーション農場の発展がトンキン、アンナンにおよぼした影響および近代的労働力創
出の過程として述べるので、ここでは概観的指摘にとどめる。

(未完)